

特殊消防用設備等の性能評価事業

(総務省消防庁予防課)

1. 事務・事業の概要

従前、消防用設備等に係る技術上の基準は、材料・寸法などを仕様書的に規定しているものが多く、十分な性能を有する場合であっても、新たな技術を受け入れにくいという面があったことを踏まえ、消防防災分野における技術開発を促進するとともに、一層効果的な防火安全対策を構築するために、平成15年6月に消防法が、平成16年2月に消防法施行令が改正され、消防用設備等に係る技術上の基準に性能規定が導入されたもの。消防法上、通常用いる消防用設備と同等以上の性能を有すると登録検定機関によって評価され、総務大臣の認定を受けた設備等については、特殊消防用設備として設置することができる。

2. 指定、登録等の基準

○消防法（昭和23年法律第186号）

第17条の2 前条第3項の認定を受けようとする者は、あらかじめ、日本消防検定協会（以下この章において「協会」という。）又は法人であつて総務大臣の登録を受けたものが行う性能評価（設備等設置維持計画に従つて設置し、及び維持する場合における特殊消防用設備等の性能に関する評価をいう。以下この条及び第17条の2の4において同じ。）を受けなければならない。

※第2項及び第3項（略）

第21条の4 第17条の2第1項又は第21条の3第1項の規定による登録（以下この節において単に「登録」という。）は、次に掲げる業務の区分ごとに、特殊消防用設備等の性能に関する評価並びに検定対象機械器具等についての試験及び型式適合検定（以下この節において「検定等」という。）を行おうとする法人の申請により行う。

一 特殊消防用設備等の性能に関する評価を行う業務

※第2号～第4号（略）

第21条の4 総務大臣は、前条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の要件を満たしているときは、登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、総務省令で定める。

一 別表第2の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合する者を有していること。

二 別表第3の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を用いて当該業務を行うものであること。

三 登録申請者が、第17条の2第1項の規定により性能評価を受けなければならないこととされる特殊消防用設備等又は第21条の3第1項の規定により試験を受けなければならないこととされる検定対象機械器具等を設計し、製造し、加工し、又は販売し、若しくは販売の目的で陳列する事業者（以下この号及び第21条の5第3項において「事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、事業者がその親法人（会社法（平成17年法律第86号）第879条第1項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める事業者の役員又は職員（過去二年間に当該事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者の代表権を有する役員が、事業者の役員又は職員（過去二年間に当該事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

四 検定等の業務を適正に行うために必要なものとして、次に掲げる基準に適合するものであること。

- イ 検定等の業務を行う部門に前条各号に掲げる業務の区分ごとにそれぞれ専任の管理者を置くこと。
 - ロ 検定等の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。
 - ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い検定等の業務の管理及び精度の確保を行う専任の部門を置くこと。
- 2 総務大臣は、前条の規定による申請をした法人が次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。
- 一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない法人であること。
 - 二 第21条の57第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない法人であること。
 - 三 第21条の57第1項又は第2項の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつている法人であること。
- 3 登録は、登録検定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録を受けた法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 三 登録を受けた業務の区分
 - 四 検定等を行う事務所の所在地

第21条の51 登録検定機関は、検定等の実施方法、検定等に関する料金その他の総務省令で定める検定等の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により認可をした業務規程が検定等の業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録検定機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第21条の52 登録検定機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後遅滞なく）、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

※第2項及び第3項（略）

【参考：準用規定】

○消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

〔登録検定機関の登録の申請〕

第44条の4 法第21条の45の規定により同条に規定する登録を受けようとする法人は、申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書については、第1条の4第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「主たる事務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに法第21条の45各号に掲げる業務の区分」と、「講師」とあるのは「法第21条の45に規定する検定等の業務を行う者」と、「科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画」とあるのは「業務に用いる機械器具その他の設備の概要」と、「第4項」とあるのは「法第21条の46第2項」と読み替えるものとする。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	JCN	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
一般財団法人 日本消防設備安全 センター	9010405 001030	平成 16 年 6 月	住所：東京都港区虎ノ門 2 丁目 9 番 1 6 号 電話：03-5422-1491	消防法第 2 1 条の 4 6 第 1 項各号に定める要件を満た しているため

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
一般財団法人 日本消防設備安全センター https://www.fesc.or.jp/09/pdf/tesuuryou/h26.pdf	一般財団法人 日本消防設備安全センター https://www.fesc.or.jp/09/pdf/tesuuryou/h26.pdf

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和 6 年 9 月 1 日現在） 改正の必要なし。

7. 政策評価 別添のとおり。